

SNS上での誹謗中傷への対策に関する 取組の大枠について

2020年7月
総務省 総合通信基盤局

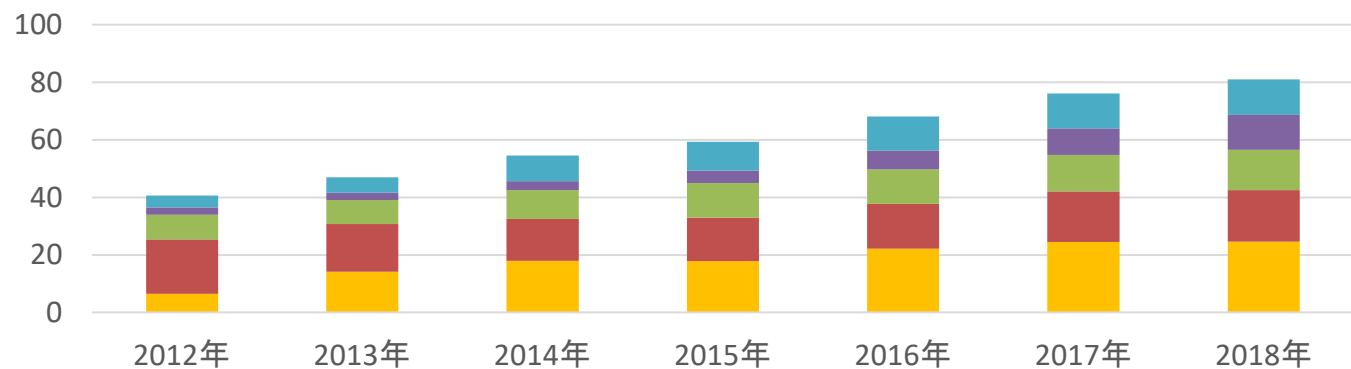
- プロバイダ責任制限法が成立した2001年以降、インターネット上のサービスは多様化。
- 特に、スマートフォンの普及に伴い、モバイル機器によるSNS等のソーシャルメディアの利用時間は、2012年から2018年までの7年間で約4倍にまで伸びている。

主なコミュニケーションサービスの開始時期



(出典)総務省「令和元年版 情報通信白書」より一部改変

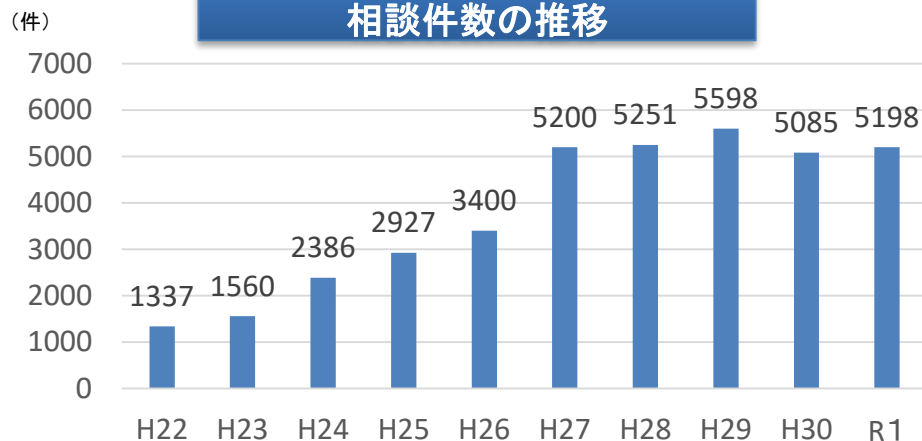
モバイル機器によるインターネット利用項目別・1日あたりの平均利用時間(単位:分)



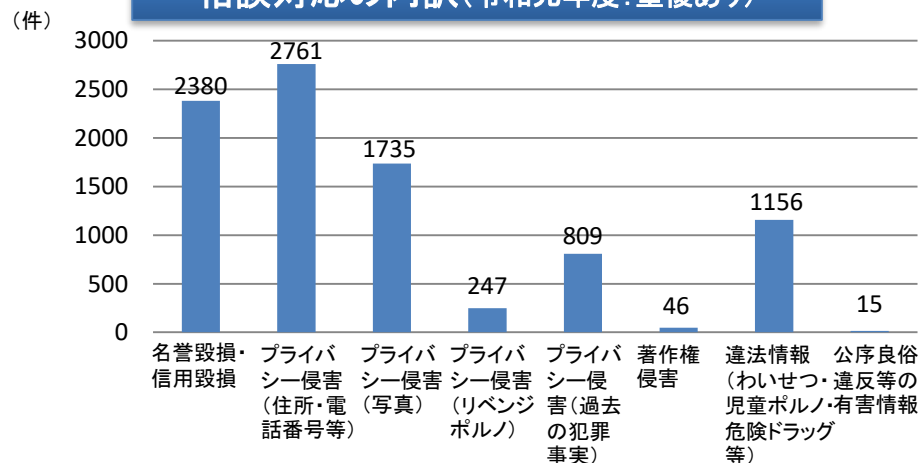
(出典)総務省情報通信政策研究所「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」各年版を基に作成

- 総務省の運営する違法・有害情報相談センターで受け付けている相談件数は高止まり傾向にあり、令和元年度の相談件数は、受付を開始した平成22年度の相談件数の約4倍に増加している。
- インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、平成29年度に過去最高(平成13年の現行統計開始以降)の件数を更新し、令和元年度は過去2番目に多い件数を記録している。

違法・有害情報相談センター
相談件数の推移



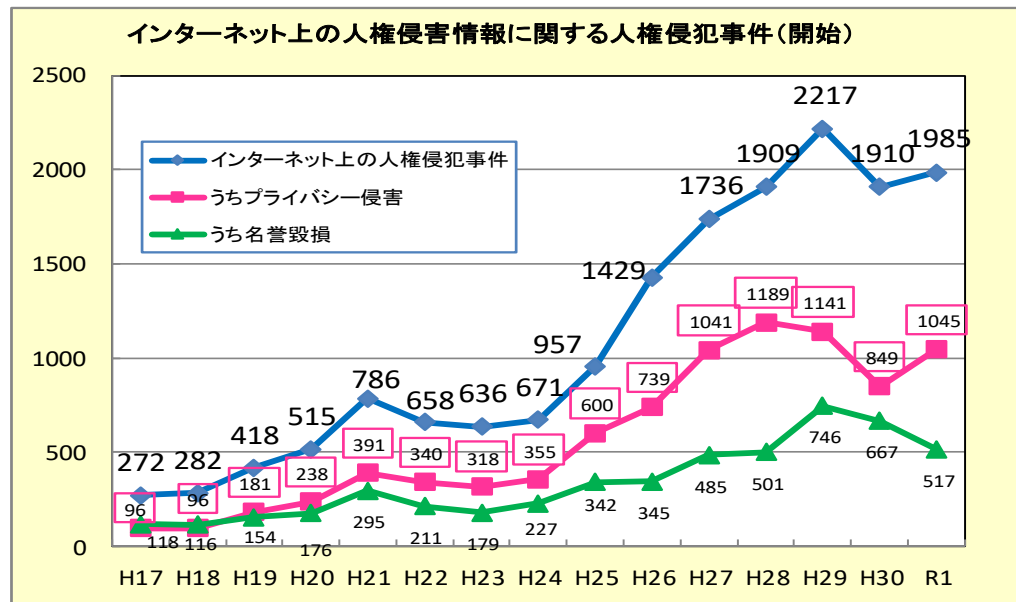
相談対応の内訳(令和元年度:重複あり)



インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件

(法務省)

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件(開始)



(参考) 青少年のスマートフォン所有状況(平成30年度)

- ・13～19歳のスマートフォン・携帯電話所有率: **87.4%**
うち、スマートフォン83.8%、携帯電話10.4%

(出典)総務省「通信利用動向調査」(令和元年5月公表)

あおり運転デマ

- 2019年8月に茨城県の常磐自動車道で男性会社員があおり運転を受けた後に殴られるという事件が起こった。加害者の車に同乗していた女性は、加害者が暴行する様子を携帯電話で撮影しており、この時の映像がテレビ等で放送され話題となった。
- 報道によると、サングラスや服装が似ているという理由で、無関係の女性があおり運転を行った車に同乗していた女性であるというデマがインターネット上で多く投稿・拡散され、無関係の女性の実名やSNSのアカウントが特定され、事件とは無関係であるにもかかわらず、女性のSNSには「自首して」などという投稿が相次いだという。

(2019年8月24日 読売新聞 朝刊39面ほか)

芸能人への誹謗中傷

- 2020年5月、人気リアリティー番組に出演していたプロレスラーの方が、番組内での言動を巡ってSNS上で誹謗中傷を受け、亡くなった。
- 報道によると、SNS上では、「早く消えてくれよ」「吐き気がする。」など、中傷する書き込みが複数されていたという。

(2020年5月25日 毎日新聞 朝刊22面ほか)

民間の取組

国の取組

ユーザに対する啓発活動

- 他人を誹謗中傷するような書き込みをしないよう、関係者による働きかけを通じた、情報モラル・ICTリテラシーの向上
- 悪質な書き込みは、刑罰(名誉毀損罪・侮辱罪等)に当たり得ることについて、周知・啓発の実施

事業者等による自主的取組

個社ごとの対応

- 個社ごとの約款・ポリシーにおいて誹謗中傷等の書き込みを禁止事項とし、これに反する場合の削除等を実施

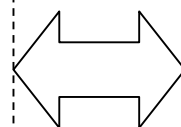
業界団体の対応

- 【契約約款モデル条項】上記約款のモデルを提示
- 【プロバイダ責任制限法関係ガイドライン】具体的に削除すべき事例や参照すべき裁判例を示した各種ガイドラインを作成

国による環境整備

プロバイダ責任制限法

- 権利侵害情報に関して、プロバイダが情報の削除を行わなかった場合・行った場合のそれぞれについて、プロバイダの損害賠償責任の免責要件を規定
- 権利侵害情報に関して、プロバイダが保有する発信者の情報の開示を請求できる権利を規定



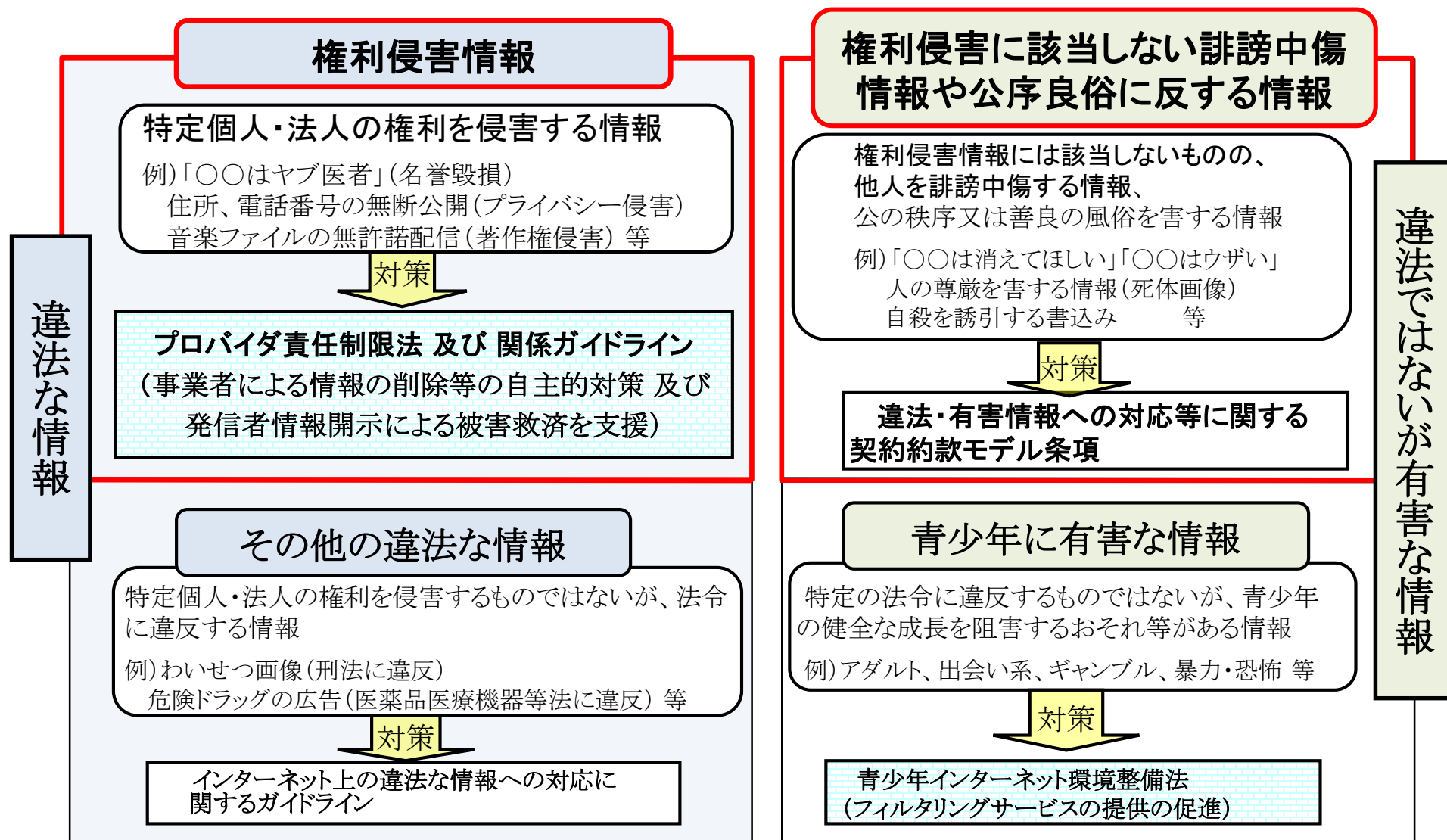
連携・協働

相談対応

- インターネット上に流通した違法・有害情報による被害の相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等をアドバイス

インターネット上の違法・有害情報の分類と対策

○ 違法情報(権利を侵害する情報及びその他の違法な情報)や有害情報(公序良俗に反する情報等や青少年に有害な情報)については、以下の四象限に分類した上でそれぞれ対策を実施。



子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での「出前講座」を、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催。

実施主体

一般財団法人マルチメディア振興センター(FMMC)

協力団体

通信事業者等民間団体(465社)、公益法人(17団体)、政府(総務省及び文部科学省)、自治体(51団体)、その他(58団体)

対象者

小中高生・保護者・教職員等

2016年度より対象学年を小学3年生以上に引き下げ。(従前は小学5年生以上)

2018年より、少年院や少年鑑別所に収容された青少年に対しても講座を実施。

2018年より、座間市における事件の対策の一環として、スクールカウンセラーを含む教育関係者等に若者のSNSの利用実態を伝えるため、e-ネットキャラバンの講師を教育委員会が開催する研修会等に派遣。

講座内容

ネット依存、ネットいじめ、不確かな情報の拡散、ネット誘引(誘い出し・なりすまし)、ネット詐欺、著作権の侵害等のトラブル事例を用いて、予防策等を啓発。

2016年度より、フィルタリングに特化した講座を新設。

2018年に、保護者・教職員向け講座について、若者が使う主要なSNSの解説等を加えたリニューアルを実施。

2019年度に、海賊版サイトを巡る昨今の社会状況に鑑み、海賊版サイトの危険性や問題点を啓発するための補助教材等を追加。また、デマやフェイクニュースがSNS等で拡散されている状況に鑑み、「不確かな情報の拡散」に関する解説を追加。

費用

無料

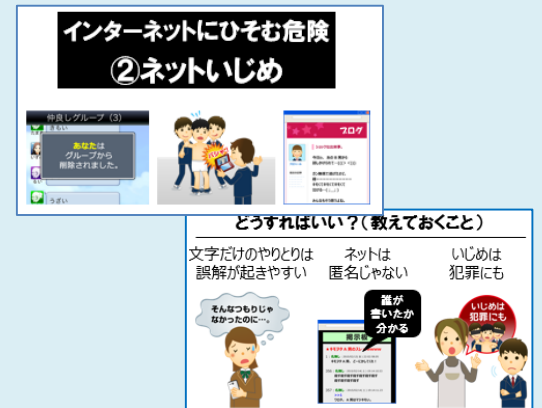
実績

2019年度：2,660件の講座を実施、約52万人が受講。(2006年度開始以来実績：22,583件 のべ約369万人)



e-ネットキャラバン
講座実施の様子

ネットいじめ等のトラブルを題材として、SNSにおける投稿に関する注意点を啓発



- 子育てや教育の現場での保護者や教職員の活用資するため、インターネットに係るトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を2009年度より毎年更新・作成し公表*。
- 2020年版では、
 - ・「スマホの過度な使用による生活や体調への支障」、「メッセージアプリでの悪口・仲間外れ」、「個人や学校などへの脅迫行為や犯行予告」、「フリマなどネットを介した直接取引によるトラブル」、「他社の著作権等を侵害する投稿」、「投稿から個人が特定されたことによる被害」、「SNS上の知人による誘い出し」等、19のトラブル事例を収録したほか、
 - ・消費者教育、フェイクニュースに関する特集記事や、スマホのフィルタリングや時間管理機能等を分かりやすく説明した資料を掲載。



春の一斉行動キャンペーン



情報通信の安心安全な利用のための標語 ※

インターネット上では、匿名の投稿でも、

記録をたどって名前や住所が特定され、責任を問われるおそれがあります。

本当に拡散してよい情報が、立ち止まって考えてみましょう。

最近、新型コロナウイルスに関するいわれのない誹謗中傷をはじめとしたデマ・フェイクニュースの流通も問題になっています。そのような情報を拡散しないようにしましょう。

ネット社会の健全な発展に向けた連絡協議会

【参加団体】（一社）安心ネットづくり促進協議会 / （一社）インターネットコンテンツ審査監視機構 / （一社）セーフティーインターネット協会 / （一社）テレコムサービス協会 / （一社）電気通信事業者協会 / （一社）日本インターネットプロバイダー協会 / （一社）日本ケーブルテレビ連盟 / （一社）モバイル・コンテンツ・フォーラム /

【協力団体】情報通信における安心安全推進協議会 【事務局】（一財）マルチメディア振興センター

後援：総務省 法務省 文部科学省 警察庁

※標語は2019年度作品

○「ネット社会の健全な発展に向けた連絡協議会」において、春の一斉行動キャンペーンを開催
（4月1日～5月31日）

○主な活動として、普及啓発ポスターを作成、配布
・枚数：3000枚
・参加団体や後援省庁において配布

（参考）

ネット社会の健全な発展に向けた連絡協議会

- ・事務局：マルチメディア振興センター（FMMC）
- ・参加団体：
 - 安心ネットづくり促進協議会（安心協）
 - インターネットコンテンツ審査監視機構（I-ROI）
 - セーフティーインターネット協会（SIA）
 - テレコムサービス協会（テレサ協）
 - 電気通信事業者協会（TCA）
 - 日本インターネットプロバイダー協会（JAIPA）
 - 日本ケーブルテレビ連盟（JCTA）
 - モバイル・コンテンツ・フォーラム（MCF）

電子掲示板の管理者やインターネットサービスプロバイダー等に、各自の提供するサービスの内容に応じて必要な範囲内で契約約款に採用してもらうことを目的として、通信関連4事業者団体(※)による違法情報等対応連絡会において平成18年11月に策定（最終改訂は平成28年4月。なお、解説部分の最終改訂は平成29年3月）。

※(一社)電気通信事業者協会、(一社)テレコムサービス協会、(一社)日本インターネットプロバイダー協会、(一社)日本ケーブルテレビ連盟

(1) 電子掲示板等のサービス内における禁止事項を列挙

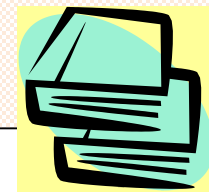
- 他者の財産、プライバシーまた肖像権を侵害する行為、そのおそれのある行為
- 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱する行為、他者への不当な差別を助長する行為、他者の名誉もしくは信用を毀損する行為
- わいせつ、児童ポルノ、児童虐待等の画像の送信及びそれらの販売に関する行為
- 人の殺害現場等の残虐な情報や動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- 人を自殺に誘引または勧誘する行為
- 犯罪や違法行為に結びつく情報や誹謗中傷、プライバシー侵害の掲載を助長する行為
- その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為 等

(2) 情報の削除等の対応（警告、削除要請、削除等）

契約者によるサービスの利用が(1)の禁止事項に該当する場合などには、当該情報の削除等の対応を行う

(3) 利用の停止

(4) 解約



モデル約款を示すことにより、各社における約款・利用規約等の整備を促し、電子掲示板の管理者等によるこれらの情報に対する契約等に基づく対応を効果的に支援

通信関連事業者との意見交換

- インターネット上の人権侵害に関する書き込みへの円滑な対応を可能とするため、平成30年10月より、法務省とともに、大手海外事業者や業界団体等の通信関連事業者との意見交換の場となる実務者検討会を開催。
- 現時点までに計3回開催し、定期的に意見交換を行っている。

ネット上の人権侵害対策セミナー

- インターネット上の人権侵害について関係事業者の理解を深めるべく、令和元年9月に総務省及び法務省の支援の下、電気通信事業者団体の主催で「ネット上の人権侵害対策セミナー」を開催し、インターネット上の人権侵害情報への対応について、通信事業者間での情報共有を行った。

<日時>

- ① 2019年9月17日
- ② 2019年9月25日

<議事>

- インターネットにおける人権侵害に対する通信業界の取り組み
- 法務省・法務局におけるネット上の人権侵害に対する取り組み 等

趣旨

インターネット上における、他人の権利を侵害する情報(名誉毀損・プライバシー侵害の書き込み、著作権侵害コンテンツなど。以下、「権利侵害情報」という。)の流通に対応するため、以下の2点を規定。

- ① 権利侵害情報が流通した場合のプロバイダ等の責任範囲を明確化することにより、プロバイダ等による適切な対応を促すこと

⇒ 法第3条(=プロバイダ等による削除等の対応促進(プロバイダ等の責任の制限))

- ② 権利侵害情報が匿名で発信された際、被害者(権利を侵害されたと主張する者)が、加害者(発信者)を特定して損害賠償請求等を行うことができるよう、一定の要件を満たす場合には、プロバイダ等に対し、当該加害者(発信者)の特定に資する情報の開示を請求する権利を定めること

⇒ 法第4条(=発信者情報開示請求権)

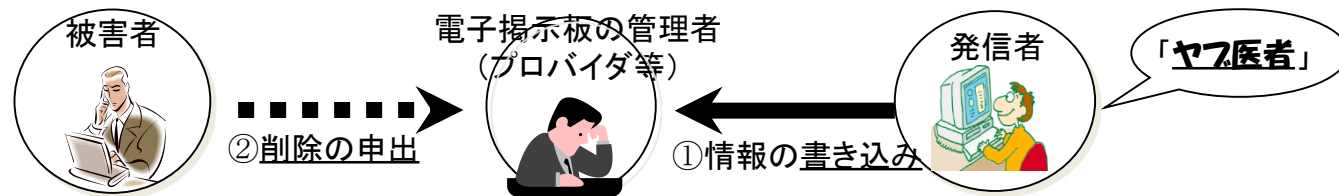
第3条の規定の趣旨

インターネット上に他人の権利を侵害する情報が流通した場合、その責任は一義的には情報の発信者にあるが、以下のように、プロバイダ等も、被害者又は発信者から法的責任を問われるおそれがある。

(1) 他人の権利を侵害する情報を放置 → 被害者(権利を侵害されたと主張する者)から損害賠償請求を受ける可能性 (→責任を問われることを恐れて削除しすぎる場合には、表現の自由を過剰に制約するおそれ。)

(2) 実際は権利を侵害していない情報を削除 → 発信者から損害賠償請求を受ける可能性 (→責任を問われることを恐れて削除しない場合、被害を拡大させてしまうおそれ。)

⇒ 権利侵害情報が流通した場合のプロバイダ等の責任範囲を明確化(責任を制限)することによって、プロバイダ等が、「被害者救済」と発信者の「表現の自由」という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、削除等の適切な対応を促すもの。



⑥被害者に対する責任は、

(1) 権利が侵害されているのを知っていたとき 又は、
(2) これを知りえたと認めるに足る相当の理由があるとき 以外は、
削除しなくても免責 (第3条第1項)

プロバイダ等
による対応

⑤ 削除せず

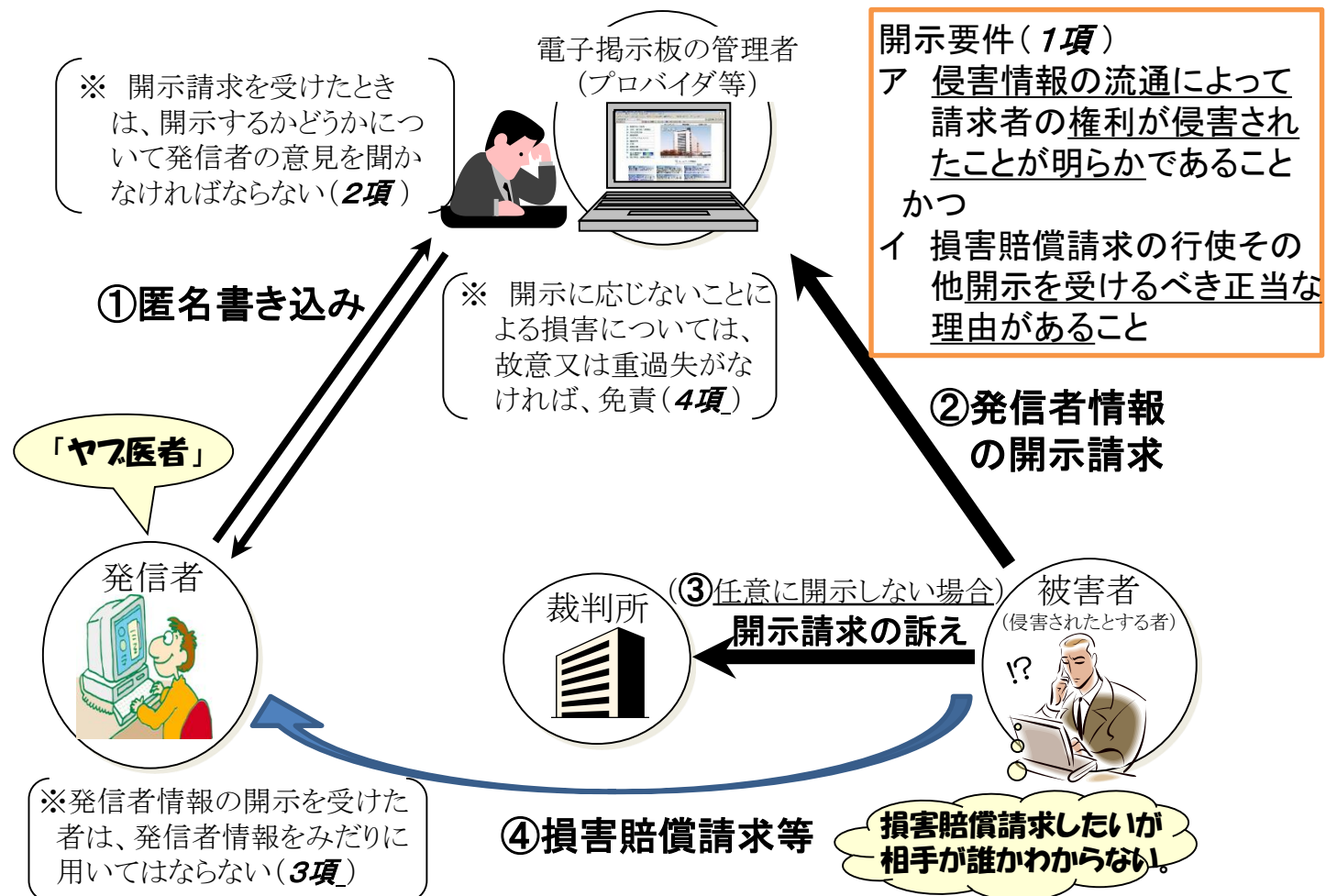
③ 削除

④発信者に対する責任は、

(1) 権利が不当に侵害されていると信じるに足る相当の理由があるとき 又は
(2) 発信者に削除に同意するか照会したが7日以内に反論がない場合には、
削除しても免責 (第3条第2項)

・権利侵害情報が匿名で書き込まれた際、被害者(権利を侵害されたと主張する者)が、被害回復のために、当該匿名の加害者(発信者)を特定して損害賠償請求等を行うことができるよう、発信者情報開示請求権(※)を規定。

(※「発信者情報開示請求権」＝ 一定の要件を満たす場合には、第三者であるプロバイダ等に対し、当該匿名の加害者(発信者)の特定に資する情報(＝発信者情報)の開示を請求することができる権利)



インターネット上の権利侵害情報への対策の一つとして、プロバイダ責任制限法に基づく開示対象となる発信者情報の追加や開示手続を円滑化する方策等について検討を行う。

主な検討課題

- ① 発信者情報開示の対象となる発信者情報の見直し
- ② 発信者情報開示手続を円滑にするための方策の検討

検討スケジュール(見込み)

- 4月30日～6月25日 第1回会合～第3回会合
- 7月 中間とりまとめ(案) 提示予定
(その後、パブコメ(予定))
- 11月頃 最終とりまとめ(案)

構成員

(座長)	曾我部真裕	京都大学大学院 法学研究科	教授
(座長代理)	鎮目 征樹	学習院大学 法学部	教授
	上沼 紫野	虎ノ門南法律事務所	弁護士
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所	執行役員
	垣内 秀介	東京大学大学院法学政治学研究科	教授
	北澤 一樹	英知法律事務所	弁護士

(オブザーバ) 法務省 文化庁

論点整理(案)項目

(第3回会合(6/25)において提示)

- ① 議論の前提としての確認事項
- ② 発信者情報の対象拡大
 - ・ 電話番号
 - ・ ログイン時情報
- ③ 新たな裁判手続の創設
- ④ ログの保存期間
- ⑤ 海外事業者への発信者情報開示に関する課題
- ⑥ 裁判外(任意)開示の促進

栗田 昌裕	名古屋大学大学院 法学研究科	教授
清水 洋平	法律事務所アルシエン	弁護士
北條 孝佳	西村あさひ法律事務所	弁護士
前田 健	神戸大学大学院 法学研究科	准教授
丸橋 透	明治大学 法学部	教授
若江 雅子	読売新聞東京本社	編集委員

- プロ責法の円滑な運用のため、業界団体や権利者団体等から構成された「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」において、実務上の行動指針となる「ガイドライン」を作成。

名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン(初版:平成14年5月 第4版:平成30年3月)

- インターネット上で名誉毀損・プライバシー侵害があった場合に関し、被害者や法務省人権擁護機関等からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式について記載。

【参考】

発信者情報開示関係ガイドライン(初版:平成19年2月 第7版:令和2年4月)

- インターネット上で権利侵害があった場合に関し、被害者等からプロバイダ等への発信者情報開示請求の統一的手順・様式及びプロバイダ等における発信者情報を開示できる場合を可能な範囲で明確化した判断基準について記載。

著作権関係ガイドライン(初版:平成14年5月 第2版:平成15年11月)

- インターネット上で著作権侵害があった場合に関し、権利者からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。

商標権関係ガイドライン(初版:平成17年7月)

- インターネットオークション等で商標権侵害があった場合に関し、商標権侵害の具体例、ネットオークション事業者等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。

インターネット上に流通した情報による被害に関係する一般利用者などからの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についての的確なアドバイス等を行う「違法・有害情報相談センター」を平成21年度より総務省事業として設置・運営。



違法・有害情報相談センターと他機関との連携

○ 違法・有害情報相談センターでは、インターネット上の人権侵害等に関する被害者救済を図るため、他の相談機関と連携して対応を行っている。



法務局



警察



インターネット・
ホットラインセンター
INTERNET HOTLINE CENTER JAPAN



セーフライン
等

等

その他の主な相談機関の例



法務局

- ・全国の法務局で実施
- ・インターネット上での誹謗中傷、差別など人権侵害全般についての相談を受け付け、プロバイダ等に対し削除要請を行っている



警察

- ・各都道府県の警察において実施
- ・相談者が犯罪としての検挙を望む場合の被害相談やサイバー犯罪、性犯罪等について各都道府県において相談を受け付けている



インターネット・ホットラインセンター

- ・警察庁委託事業
- ・インターネット上の違法情報に関する通報を受け付け、ガイドラインに照らして判断した上で警察に情報提供するとともに、サイト管理者等に削除依頼を行っている

<通報例>

児童ポルノ、わいせつ・アダルト、薬物、出会い系等



セーフライン(SIA)

- ・一般社団法人セーフインターネット協会による民間の取組
- ・ユーザからの通報を受け付け、ガイドラインに照らして「違法情報」「有害情報」などに分類し、分類に応じて国内外のプロバイダに削除要請を行っている

<通報例>

児童を対象としたいじめの勧誘、リベンジポルノ、自殺誘引情報等

消費者生活関連相談窓口

- ・各都道府県等の消費生活センターや国民生活センター
- ・アダルト情報サイトや出会い系サイト、オークションなど、インターネットに関連する相談についても、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理に当たっている

ソーシャルメディア利用環境整備機構

- 会員企業: ByteDance株式会社、Facebook Japan株式会社、LINE株式会社、Twitter Japan株式会社 等
- 2020年5月26日「ソーシャルメディア上の名誉毀損や侮辱等を意図したコンテンツの投稿行為等に対する緊急声明」を発出

<声明内容>

- ・ 禁止事項の明示と措置の徹底
- ・ 取組の透明性向上
- ・ 健全なソーシャルメディア利用に向けた啓発
- ・ 啓発コンテンツの掲載
- ・ 捜査機関への協力及びプロバイダ責任制限法への対応
- ・ 政府・関係団体との連携

セーファーインターネット協会

- 会員企業: ヤフー株式会社、株式会社ミクシィ、アマゾンジャパン株式会社、株式会社メルカリ等のEC事業者

- 2020年6月4日プレスリリースを公表

<プレスリリース内容>

- ・ 社会インフラとなっているインターネットをより一層安心して使えるように、誹謗中傷情報についての相談を受け付ける「誹謗中傷ホットライン」を2020年6月末までに立ち上げる
- ・ また、第三者機関として、投稿の削除や発信者情報の開示に関して対応に苦慮しているプロバイダからの相談に応じ、適正で迅速な削除や任意開示の促進に寄与していく役割を担っていく

インターネットプロバイダー協会

- 会員企業: インターネットプロバイダ事業者
- 2020年5月28日「SNS上の誹謗中傷問題に対する緊急声明」を発出

<声明内容>

- ・ 関係省庁や関係団体とより一層連携を強化し、インターネットの健全な発展のために尽力する

ネット社会の健全な発展に向けた連絡協議会

- 参加団体: p.8参照
- 2020年5月28日「SNS上の誹謗中傷が原因とされる事件の発生について(コメント)」を公表

<声明内容>

- ・ 他人を傷つける情報発信を未然に防止し、利用者のマナー及びモラル向上が図られるよう、関係機関と協力しながら引き続き取り組む

ヤフー株式会社

- 2020年6月1日「個人に対する誹謗中傷等を内容とする投稿への対応について」プレスリリースを公表

<プレスリリース内容>

- ・ ユーザーへの周知・啓発、専門チームによるパトロール、AIを利用した不適切な投稿対策等の対策強化
- ・ 誹謗中傷等を内容とする投稿に関する問題の対処を検討するに当たり、議論を行う場として2020年6月中めどに検討会を設置

	法令名	対象	ISPの責任等
米国	通信品位法 (1996年)	他人を不快にし、虐待する等の目的による、わいせつな、淫らな等の論評、画像等の通信	○ プロバイダは、情報の発行者・代弁者として扱われない ○ アクセス制限のために誠実かつ任意に講じた措置については免責
EU	電子商取引指令 (2000年)	情報社会サービスによる違法な活動又は情報	○ プロバイダは、損害賠償の請求に関し、違法コンテンツの存在を知らず、又は、違法性の認識後速やかに削除等の措置をとった場合、当該コンテンツについて免責。(加盟国の確保すべき措置)
イギリス	電子商取引規則 (2002年)	情報社会サービスによる違法な活動又は情報	○ プロバイダは、損害賠償の請求に関し、違法コンテンツの存在を知らず、又は、違法性の認識後速やかに削除等の措置をとった場合、当該コンテンツについて免責。
フランス	デジタル経済における信頼に関する法律 (2004年)	公衆向けオンライン通信サービスによる明らかな違法性のある行為及び状況	○ プロバイダは、損害賠償の請求に関し、違法コンテンツの存在を知らず、又は、違法性の認識後速やかに削除等の措置をとった場合、当該コンテンツについて免責。
		特定の違法コンテンツ(生命・人格に対する侵害や出自・人種等を理由とした差別・憎悪・暴力の称揚・扇動、児童ポルノ、テロ関連コンテンツなど)	○ プロバイダは、あらゆる者がヘイトを含む違法コンテンツについて自らに通報することを可能とする措置を講じるほか、サービスの利用者が行った違法な活動について所管の公的機関に迅速に通報するとともに、違法な活動に対処するために用いている手段を公表しなければならない。

	法令名	対象	内容
ドイツ	テレメディア法 (2006年)	利用者のために保存 する違法な行動又は 情報	○ プロバイダは、損害賠償の請求に関し、違法コンテンツの存在を知らず、 又は、違法性の認識後速やかに削除等の措置をとった場合、当該コンテ ンツについて免責。
	ネットワーク執 行法 (2017年)	特定の違法コンテン ツ(違憲組織のシンボ ル使用、犯罪行為へ の公然の扇動、侮辱 など)	○ 年間100以上の苦情を受ける対象事業者は、違法コンテンツに係る苦 情の処理について、半年ごとに報告書を作成し、公表しなければならない。 ○ ドイツ国内の登録利用者数が200万人以上のオンラインプラットフォーム 事業者等は、違法コンテンツ申告のための手続窓口を設けた上、申告 があった場合は、直ちに違法性を審査し、原則として7日間以内(明らか に違法なコンテンツは24時間以内)に削除等を行う義務を負う。(苦情対 応の義務を故意又は過失によって果たさなかった場合、最大500万ユー ロの過料(法人・団体には最大5,000万ユーロ【約65億円】の過料)
韓国	情報通信網利 用促進及び情 報保護等に関 する法律 (2007年)	私生活の侵害又は名 誉毀損等の権利侵害	○ プロバイダは、コンテンツによる個人の権利侵害があった場合に、要請 により速やかに削除等の措置をとらなければならない、これにより賠償責 任が減免される。
		特定の違法情報(名 誉毀損、脅迫、わい せつ、青少年有害情 報等)	○ 放送通信委員会は、放送通信審議委員会の審議を経て、プロバイダに その情報の取り扱いを停止するよう命ずることができる。

- 2016年3月22日のブリュッセルにおけるテロ攻撃を受け、EUの法務大臣・内務大臣とEU機関各代表により共同声明が出され、「欧州委員会は、特にEUインターネットフォーラムにて、ネット上のヘイトスピーチ対策の観点から行動規範を2016年6月までに発展させるため、IT事業者との作業を強化する」ことを約束。
- 2016年5月31日に、欧州委員会は、Facebook, Microsoft, Twitter, YouTubeと共同で、ネット上のヘイトスピーチに対する行動規範を発表（以降、Instagram, Google+, Snapchat, Dailymotion, Jeuxvideo.comが参加）。
- 署名したIT企業と欧州委員会は、本行動規範の公約についてその影響も含めて定期的に評価し、透明性の向上や代替案を奨励する方法についてさらに議論することに同意。

行動規範の公約内容

- 署名企業は、違法なヘイトスピーチに関する通知をレビューし、そのようなコンテンツを削除したり、アクセスを無効にしたりできるようにするための明確かつ効果的なプロセスを整備すること。暴力や差別的行為の扇動を禁止するルールやコミュニティガイドラインを作成すること。
- 違法なヘイトスピーチの削除に関する有効な通知の大半を24時間以内にレビューし、必要に応じてコンテンツの削除やアクセスを無効にすること。
- 自社のルールやコミュニティガイドラインで禁止されているコンテンツの種類について、ユーザーへの啓発を行うこと。
- 加盟国当局と署名企業間のコミュニケーションの迅速性と有効性を向上させるため、違法なヘイトスピーチに関するコンテンツの削除等に関する通知手順について、（法執行機関等に）情報を提供すること。
- 関係市民団体や政府、他事業者との協力を強化すること。特に、関係市民団体とのパートナーシップを通じ、個々の企業ルールやコミュニティ・ガイドライン、報告・通知プロセスに関するルールについて明確な情報を提供することにより、専門家による暴力や差別的行為の扇動を助長するコンテンツに関する通知やフラグの付与を奨励すること。

フォローアップ結果

※2020年までに、合計5回のフォローアップを実施。

- 行動規範により、迅速なレビューと削除において改善が見られた。
〔 違法ヘイトスピーチに関するコンテンツの削除率：2016年28%⇒2019年71%
報告されたコンテンツの24時間以内のレビュー率：2016年40%⇒2019年90% 〕
- 行動規範により、署名企業や市民団体、加盟国当局間の信頼や協力が増加した。
- 違法なヘイトスピーチに関するコンテンツの削除率について、署名企業の透明性レポートに定期的に示されるようになった。
- 行動規範は、ヘイトクライムやヘイトスピーチを禁止する現行法の効果的な執行を補完するものとなった。

- 2020年2月、欧州委員会は新デジタル戦略“Shaping Europe’s digital future”を策定し、デジタル・サービス・アクト(DSA)の提案を目指すことを公表(同年第四半期予定)
- DSAは、電子商取引の急速な変化と拡大に伴い、現行のeコマース指令(2000年策定)のアップデートと欧州におけるプラットフォーマーの役割拡大に対応した新たな制度設計を内容とする法案

検討状況

- 2020年6月にパブリックコンサルテーションとロードマップ/開始影響評価(Roadmap/Inception Impact Assessment)に係る意見募集を開始
パブリックコンサルテーション 2020年9月上旬締切
開始影響評価に関する意見募集 2020年6月末締切(eコマース指令に係る評価結果は2020年後半予定)
- 開始影響評価において、政策オプションが示されている(ただし、欧州委員会の最終決定を予断しない)

eコマース指令見直しに係る政策オプション等の概要

現行制度を維持するベースラインシナリオに加え、可能性として3つの政策オプションを提示し、各オプションに関して影響評価を実施予定。なお、オプション3は、他オプションを強化・補完するものとして、加盟国を跨ぐ規制の監視、執行、協力体制の構築が提示されている。

【オプション1: 同指令を原則維持、違法製品等に対する責務を限定的に規定】

- ・ 違法な製品等の販売、ユーザーによる違法なコンテンツの流布・違法行為に関するプラットフォーマーの責任を規定(違法コンテンツ等を報告する「通知と行動」メカニズムなどの義務、対抗通知手続きなどの救済義務を含む)

【オプション2: 同指令の包括的見直し】

- ・ 責務と安全ルールの明確化と見直し、違法な製品等に対するプラットフォーマーの自発的行動を阻害する要因の除去(違法の定義はEU及び加盟国レベルの他の法令に基づく)
- ・ 特にプラットフォーマーに対する責務を特定しつつ、一連の義務を調整(基本的な義務と、サービス種別等に応じた義務)
- ・ 義務には次が含まれる
 - ー あらゆる違法コンテンツ等をカバーする「通知と行動」メカニズムの維持、プロバイダーと関係当局との協力確保、合法コンテンツ等の不当な削除に対する効果的な救済と保護
 - ー そのほか、これらプロセスに関する透明性と報告義務、(自動コンテンツ削除等の)アルゴリズムに関する説明責任の確保のための透明性・報告・独立監査等の義務、域内市場向けの全サービスへの適用範囲の拡大等の検討

※ なお、パブリックコンサルテーションは、「オンライン上の利用者の安全を効果的に維持する方法」、「媒介者としてのデジタルサービスに係る責任体制の見直し」、「デジタルサービスの単一市場を強化するガバナンス方法」などの6問に対して、アンケート方式等で意見を募る形式。

- 2020年5月28日、トランプ米国大統領は、「[プラットフォームによる]オンラインの検閲の防止に係る大統領令」(Executive Order on Preventing Online Censorship)を署名。
- オンライン上の言論の自由を確保するため、プラットフォームによる、恣意的なユーザー投稿の削除等を限定する方向の規制の提案や明確化を行うよう、関係機関に求めるもの(例:ユーザー投稿削除の際のプラットフォームの透明性や説明責任の担保等)。

<大統領令概要>

- ・ 言論の自由は民主主義の根幹であり、インターネット上の言論も同様に保護されるべき。
- ・ 他方で、プラットフォームは明確な根拠や事前の通知等もなく言論を選択的に検閲しており、米国の言論を阻害(都合の悪い投稿を恣意的に削除等しているのではないかとの指摘あり)。
- ・ そのため、プラットフォームに透明性・説明責任を求め、言論の自由の確保等のための基準・ツールを奨励。
- ・ 関係機関(連邦通信委員会)は、上記選択的検閲等の防止の為、プラットフォームによるユーザー投稿の削除等に係る民事上の免責規定(※)の適用要件の明確化等を行うこと。

※ 米通信品位法第230条(c)(2)(A)

米通信品位法第230条(c)(2) 双方向コンピュータ・サービス(SNS等)の提供者又は利用者は、以下の事項について責任を負わない。(A):提供者又は利用者が、わいせつ、不潔、過度に暴力的、嫌がらせ、その他異議が申し立てられる可能性があると考えるコンテンツについて、それが憲法で保護されているかどうかに関わらず、そのコンテンツへのアクセス又は利用可能性を制限するために、誠実(in good faith)かつ自発的に行った行為。

- 司法省は、近年の飛躍的な技術革新と法の拡大解釈の組み合わせにより、プラットフォームは、プラットフォーム上のコンテンツから生ずる損害について責任を負わず、又、第三者のコンテンツを検閲する事実上の自由な裁量があったと指摘。
- その上で、司法省は、活気のあるオープンで競争的なインターネットを維持しながら違法・搾取的なコンテンツに適切に対応するため、以下の4つの観点からの通信品位法第230条改正が必要と勧告。

<勧告概要>

(1) プラットフォームに対する違法コンテンツへの適切な対応の推進

プラットフォームには、名誉毀損や誹謗中傷の訴訟に対する通信品位法第230条の免責を維持しつつも、違法コンテンツに対する適切な対処を求めるべき。具体的には、連邦刑事法違反のコンテンツを故意に助長又は推奨する、あるいは故意に見過ごす行為は免責対象外とされるべき。又、プラットフォームが連邦刑事法に違反するコンテンツであると知りながら、合理的な期間内に対応をしなかった場合、あるいはコンテンツが違法であるという判決を受けながら適切な対応をしなかった場合には免責対象外とされるべきである。

(2) オープンな対話促進と透明性の向上

オンライン上での言論の自由を促進し、プラットフォームとユーザーとの間の透明性を高めるために、通信品位法第230条の「善意(good faith)」の定義を明確化し、法本来の目的を達成すべき。例えば、具体的かつ平易で、公的な表現とも整合性ある利用規約に基づくコンテンツ監視・削除等の場合に限り、免責すべきである。

(3) 連邦政府による民事的措置を免責対象からの除外

連邦政府による民事執行措置を通信品位法第230条の免責の対象外とすべき。連邦政府による民事執行が、刑事訴追を補完する重要な要素であるため。

(4) 競争の促進

反トラスト法違反に対する訴訟が、通信品位法第230条の免責条項の対象外であること、及び、同法のスコープの対象外であること明確にすべき。これは、少数のプラットフォームが反トラスト法的行為の責任を免れるために、競争の促進と維持を目的とした反トラスト法の適用を阻害するためのツールとして同法が援用されないようにするため。

- 2017年6月、ドイツでは難民の増加に伴う難民に対するSNS上のヘイトスピーチや偽情報等への対策として、2017年にネットワーク執行法が成立した。

対象事業者

- 利用者が任意のコンテンツを他の利用者と共有し、又は一般に公開可能なインターネット上のプラットフォームサービス(ソーシャルネットワーク)を営利目的で運営する事業者。
ただし、ドイツ国内の登録利用者数が200万人未満の事業者は、次の報告義務及び対応義務を負わない。

報告義務

- 年間100以上の苦情を受ける対象事業者は、違法コンテンツに係る苦情の処理について、半年ごとに当該期間を対象とする報告書を作成し、連邦官報及び自身のウェブサイト上で公表しなければならない。

申告のあった違法コンテンツへの対応義務

- 対象事業者は、違法コンテンツ申告のための手続窓口を設けた上、申告があった場合は、直ちに違法性を審査し、原則として以下の期間内に削除又はアクセスブロックをする義務を負う。
 - ①明らかに違法なコンテンツ：申告を受けてから24時間以内
 - ②それ以外の違法コンテンツ：申告を受けてから7日以内
- 対象となる違法コンテンツは、ドイツ刑法の特定の犯罪に該当するものに限られる。

認定自主規制機関

- 対象事業者は、複数のソーシャルネットワーク提供事業者等が設立するなど、認定にあたり一定の要件を満たすことを要する自主規制機関に対し、コンテンツが違法か否かの判断を照会することができる。

過料

- 最大500万ユーロの過料(法人・団体には最大5,000万ユーロ【約65億円】の過料)
- なお、コンテンツが違法であるという事実に基づき、行政庁が過料を科そうとする場合には、コンテンツの違法性について、予め裁判所による先決的決定を得る必要がある。

施行日

- 2017年10月1日

○以下の犯罪に該当するコンテンツが対象

- ・違憲組織の宣伝資料配布(ドイツ刑法第86条)
- ・違憲組織のシンボル使用(第86条a)
- ・国家を危険にさらす重大な暴力行為の準備(第89条a)
- ・国家を危険にさらす重大な暴力行為の幫助(第91条)
- ・国家反逆的偽造(第100条a)
- ・犯罪行為への公然の扇動(第111条)
- ・犯行を行う旨の脅迫により公の平和を乱す罪(第126条)
- ・犯罪組織、テロ組織の形成、外国の犯罪組織や
テロ組織に対する没収と剥奪
(第129条、第129条a、第129条b)
- ・民衆扇動、人種憎悪挑発(第130条)
- ・非人道的暴力賞賛表現(第131条)
- ・犯罪行為への報酬の支払及び是認(第140条)
- ・信条冒涇(第166条)
- ・児童ポルノの頒布・取得・所持(第184条b)
(ただし、第184条d(放送、メディア又は遠隔的サービス
によるポルノ表現の頒布)に関する範囲)
- ・侮辱(第185条)
- ・悪評の流布(第186条)
- ・中傷(第187条)
- ・録画による高度に私的な生活領域の侵害(第201条a)
- ・脅迫(第241条)
- ・証拠として重要なデータの偽造(第269条)

- ドイツネットワーク執行法に関して、**SNS事業者による過剰な削除**が起きることによって**表現の自由が阻害されることへの懸念**が議論されている。
 - ① 削除するのかどうかの判断がSNS事業者にとって困難であること
 - ② 削除しないことのリスクがSNS事業者にとって高いこと

過剰な削除が懸念される理由

① SNS事業者にとって削除するのかどうか判断が困難

- ネットワーク執行法における基準(「明らかに違法」等)が不明確
- コンテンツの法律上の違法性の確定が困難(裁判所でも判断が分かれる事例)
- 判断までの期間が短い(明らかに違法なコンテンツの場合:24時間以内)

② SNS事業者にとって削除しないことのリスクが高い

- 軽微な違反であっても過料を科される可能性がある
- 設定されている過料の最高額が高額

過剰な削除の懸念

インターネット上におけるヘイト等の違法コンテンツの削除をオンライン・プラットフォーム事業者に義務付けること等を内容とする法律が、2020年5月13日に仏下院で可決。その後、本法律は、憲法院から左記義務付けを含む一部内容について違憲判断を受け、違憲部分の削除修正を経て同年6月25日(一部は7月1日)に公布・施行。

<経緯>

- 2019年3月20日 Laetitia AVIA国民議会(下院)与党議員らが条文案を同議会に提出
- 2020年5月13日 下院において可決(最終採決)(※上院下院で数次の修正を経て通過)
- 2020年5月18日 60名以上の元老院(上院)議員が(大統領による審署前の)事前審査を憲法院に付託
- 2020年6月18日 憲法院が「事業者自身による24時間以内の対応」等につき違憲であると判断
- 2020年6月25日 違憲部分の削除修正を経た法律が官報公布・施行

<ヘイト等を含む違法なコンテンツの例>

- 生命・人格に対する侵害等を称揚(擁護)するもの
- 出自又は特定の民族・人種・宗教を理由とした差別・憎悪・暴力を扇動するもの
- 児童ポルノを拡散するもの

<法律改正の概要※議会可決時のもの>

- ①テロの扇動・称揚や児童ポルノ拡散に係る違法コンテンツについて、その編集者及びホスティングを行う者に対して、「行政機関からの通知受領後1時間以内」の削除又はアクセス不能化を義務付ける(デジタル経済信頼法第6-1条の改正) ⇒後に違憲判断
- ②上記①や、違法コンテンツ対策に関するプロバイダの既存の各種義務(p.19参照)に違反した者に課す罰金の額を「7万5000ユーロ」から「25万ユーロ」(法人については最大で125万ユーロ)に引き上げる(デジタル経済信頼法第6条第6項の改正)
- ③ヘイト等を含む明らかな違法コンテンツについて、消費法典第111-7条に規定するオンライン・プラットフォーム事業者であって一定以上の活動規模を有する者に対し、「通報から24時間以内」の削除等を義務付け、当該義務に違反した者に25万ユーロの罰金を課す(デジタル経済信頼法第6-2条の新設) ⇒後に違憲判断
- ④視聴覚高等評議会は、ヘイト等に関する明らかな違法コンテンツのオンライン拡散対策に係る各種義務を遵守させるため、オンライン・プラットフォーム事業者に対して命令を行うことができ、また、当該命令に従わない者に対して最大で「2,000万ユーロ又は前年度世界年間売上高の4%のいずれか高い方を超えない額」の金銭上の制裁を宣告することができることとする(1986年通信自由法第17-3条の新設) ⇒後に違憲判断

<主な反対意見・批判>

- 表現の自由を必要以上に抑圧するのではないか。
- 視聴覚高等評議会によるソーシャルメディアへの監視は、自由な情報発信や情報交換の場としてのソーシャルメディアの機能を奪い、ソーシャルメディアが放送局のような扱いになってしまうのではないか。
- 24時間以内に投稿の違法性を判断することは不可能ではないか（例：YouTubeの2019年上半期の削除率は、23%（約7万件/30万件））

参考：<https://www.cciif.asso.fr/ja/news-france-hebdo/6494-actu-france-2020-06-19-02>

<憲法院による違憲判断（6月18日）>

- 憲法院は、表現の自由及び通信の自由の行使に対する侵害は、その目的のために必要であって、適合したものであり、かつ均衡の取れたものでなければならないとした上で、以下の点などから本法律の一部規定はそれを満たしていないと判断。前頁①～④のうち、②の罰金額引上げ部分以外は6月18日に憲法院の違憲判断が下された。
 - －（特に前頁①の規律に関して）違法性の評価が行政機関の判断のみに属している一方、事業者は1時間という短い時間の中でコンテンツ削除等の措置を強いられる前に裁判官の判断を仰ぐことができない。
 - －（特に前頁③の規律に関して）事業者は通報を受けたコンテンツの削除に際しては犯罪構成要件に係る司法技術的な判断を強いられるとともに、通報対象となるコンテンツ数や違法性判断の困難性に鑑みれば24時間という時間は短すぎる。また、当該時間を超過した場合の事業者の責任免除規定が置かれていない。

<修正後の法律の交付・施行（6月25日）>

憲法院による違憲判断後、本法律は、違憲判断を受けた条文を削除した上で、「インターネット上のヘイトコンテンツ対策に関する2020年6月24日付の法律（Loi n2020-766 du 24 juin 2020 visant à lutter contre les contenus haineux sur internet）」として大統領の審署を受け、6月25日に官報公布・施行（一部規定は7月1日施行）。